

# 令和3年三重県議会定例会

## 防災県土整備企業常任委員会説明資料

### ◎所管事項説明

- 1 「令和2年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて（防災対策部関係分）…………… 1
- 2 南海トラフ地震臨時情報への対応について…………… 2
- 3 三重県地域防災計画等の修正について…………… 4
- 4 三重県広域受援計画及び三重県版タイムラインの修正について…………… 6
- 5 令和2年度第2回三重県総合図上訓練の実施結果について…… 9
- 6 「みんなでつくる避難所プロジェクト事業」の取組状況について…………… 13
- 7 審議会等の審議状況について…………… 17

令和3年3月15日

防災対策部



# 1 「令和2年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における 県有施設の見直しについて(防災対策部関係分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成29年6月～令和2年3月)での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など
1	備蓄倉庫 <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。 現在の場所でなければならぬ理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別</li> <li>・H30.8 必要な資機材の移動</li> <li>・H30.11 第二みえ県有財産利活用方針に基づく地元自治体への購入意向確認(意向なし)</li> <li>・R1.6～7 アスベスト分析調査(なし)</li> <li>・R1.8～11 登記・測量業務の実施</li> <li>・R1.8～ 不要な資機材の処分</li> <li>・R1.12 不動産鑑定の実施</li> <li>・R2.3 売却</li> </ul>
2	衛星第2統制局舎 <直営>	<p>廃止(解体)</p> <p>当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。 本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止(解体)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中</li> <li>・保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続き等の確認</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管している必要物品の保管場所確保が必要</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物品の移動先の検討</li> <li>・移動先の決定後、必要物品を移動</li> <li>・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施</li> </ul>

## 2 南海トラフ地震臨時情報への対応について

令和元年5月に国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」といいます。）が発表された場合の災害応急対策に係る措置に関する事項が明記されました。

これに伴い、県及び市町は臨時情報が発表された際の対応などについて、「地域防災計画」の修正を求められています。

また、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わない地域の住民は一週間の事前避難が必要とされており、市町に対しては、「事前避難対象地域」の設定も求められています。

企業等は、臨時情報が発表された際の影響を踏まえ、活動を継続するか検討することとなっています。

このため、県及び市町は、関係機関の協力のもと、臨時情報が発表された際の対応を進めています。

### 1 これまでの取組

#### (1) 「三重県地域防災計画」の修正

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更されたことを受け、「三重県地域防災計画」について、臨時情報が発表された際の迅速な初動体制の確立や、情報の収集・伝達方法、後発地震に対する1週間の警戒措置、警戒措置後1週間の注意措置などを新たに記載する修正を令和2年3月に行いました。

#### (2) 市町の地域防災計画の修正及び事前避難対象地域の設定に対する支援

市町が地域防災計画の修正や事前避難対象地域の設定など臨時情報への対応が円滑に行えるよう、各市町間での地域防災計画修正に関する情報共有や、「事前避難対象地域の設定に係る三重県モデル」の提示、市町への個別ヒアリングによる助言などにより支援しています。

##### 【県モデルの提示及び情報共有の支援】

市町、関係機関が参画し防災に関する取組を研究する会議の場を開催し、県で作成した「事前避難対象地域の設定に係る三重県モデル」を提示するとともに、各市町での地域防災計画の修正や事前避難対象地域設定の状況、及び課題に関する情報共有を実施（計6回開催）

##### 【市町への個別ヒアリング】

地域防災計画の修正や事前避難対象地域設定の状況を聴き取るため全市町を訪問し、個々の課題について助言を行うとともに、計画の修正等が進んでいる市町の情報など、他の市町の参考となる情報を提供（令和2年6月から7月）

これらの取組により、今年度中に29市町のうち24市町で地域防災計画の修正が完了し、事前避難対象地域の設定が必要な沿岸18市町のうち、15市町で設定が完了する見込みとなっています。

### (3) 市町の避難対策に対する支援

臨時情報が発表された際の住民避難では、居住している市町の既存の避難所だけでは受け入れができず、さらなる避難所の確保や、市町域を超える広域避難なども必要になることが想定されます。

そのため、県では、市町と意見交換を行い、臨時情報が発表された際の県有施設の避難所活用などの方針を検討しています。また、中部地方整備局が主催するライフラインに関する勉強会で、臨時情報が発表された際の道路管理者の対応などの情報を収集するとともに、避難時のバスの活用に関し、避難者の輸送先や輸送人員など具体的な内容について(公社)三重県バス協会と調整を進めています。

### (4) 訓練による災害対応力の向上

南海トラフ地震発生時や臨時情報発表時に的確に対応できるよう、「三重県災害対策本部部隊活動要領」等の活動内容や、市町・関係機関との連携などについて訓練を通じて検証や習熟することで、災害対応力のさらなる向上を図っています。

#### 【南海トラフ地震を想定した主な訓練】

- 三重県総合防災訓練(令和元年10月、令和2年11月)
- 三重県総合図上訓練(令和2年9月、令和3年2月)

#### 【国や他府県等と連携した主な訓練】

- 関西広域応援訓練(令和元年10月)
  - 中部地方整備局南海トラフ地震防災訓練(令和2年9月)
- ※この他、市町が実施する訓練も支援しています。

### (5) 普及啓発

臨時情報が発表された際に県民に適切な行動をとっていただけるよう、南海トラフ地震に関し「県政だより」や県ホームページ、新聞・ラジオ等で情報発信するとともにシンポジウムを開催し、普及啓発を行っています。

また、企業等に対しては、約230の県内企業が加入し防災力強化等を検討している「みえ企業等防災ネットワーク」の場を活用し、臨時情報が発表された際の活動継続や従業員の安全確保など、企業のとるべき対応を周知しています。

なお、国に対しても、住民が適切な避難行動をとれるよう、地方自治体と連携して普及啓発に努めることを求めており、引き続き国に対し要望していきます。

#### 【シンポジウム】

- 昭和東南海地震75年(みえ地震対策の日)シンポジウム(令和元年12月)  
テーマ:「学校・地域・家庭」をつなぐ地震・津波対策
- みえ地震・津波対策の日シンポジウム(令和2年11月)  
テーマ:巨大地震・津波発生後の避難から復旧までを考える
- 南海トラフ地震地域「防災・減災」シンポジウム2021(令和3年3月)  
テーマ:情報と行動が命を救う

## 2 今後の取組

引き続き、市町の臨時情報への対応が円滑に行えるよう、助言や情報提供により支援していくとともに、さらなる避難所の確保や広域避難など臨時情報への対応を市町と連携し着実に進めていきます。

### 3 三重県地域防災計画等の修正について

#### 1 三重県地域防災計画の修正

三重県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、各防災関係機関が三重県の地域にかかる災害対策を総合的、計画的に推進するとともに、三重県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することで、社会秩序の維持と公共の福祉の確保することを目的としており、国が定める防災基本計画との整合や県の防災対策の見直しを踏まえて、毎年度修正を行っています。

今回は、近年、全国各地で発生し大規模災害となった風水害や大地震の教訓等をもとに修正された国の防災基本計画等の内容を反映するとともに、本県独自に取り組んでいる対策の実態や新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて、令和3年3月下旬に開催する防災会議に諮り、以下の項目について三重県地域防災計画を修正する予定です。

#### (1) 主な修正点

##### ①避難所における感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症を受けて改正した「避難所運営マニュアル策定指針」等による避難所の感染症対策促進と、対策に必要な資機材の備蓄を追記します。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組について追記します。

##### ②災害時の長期停電・通信障害の防止及び早期復旧に向けた対応

令和元年房総半島台風（台風第15号）・東日本台風（台風第19号）の検証を踏まえ、電力の予防保全のための樹木の事前伐採等や、災害時の通信障害の復旧を円滑に進めるために障害となる倒木の除去等に関して、ライフライン事業者との協力を追記します。

##### ③「Myまっぷラン+（プラス）」による住民の避難計画策定促進

津波避難に関する三重県モデルとして進めている「Myまっぷラン」を水害・土砂災害にも対応させ、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能な「Myまっぷラン+（プラス）」での住民の避難計画作成の支援を追記します。

##### ④「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）の運用

国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、令和2年4月から運用が開始された「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）の活用を追記します。

##### ⑤三重県版DWA Tの発足

令和2年9月に三重県版DWA T（三重県災害派遣福祉チーム）が発足したことに伴い、三重県版DWA Tの役割を追記します。

## ⑥三重県災害時学校支援チームの設置

令和3年1月に三重県災害時学校支援チームが設置されたことに伴い、三重県災害時学校支援チームの役割を追記します。

## ⑦被災者生活再建支援法に基づく中規模半壊の支給

令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正を受け、中規模半壊した世帯に対して、住宅の再建方法に応じて支給する支援金について追記します。

## (2) 避難勧告・避難指示の一本化にかかる修正

令和3年3月に災害対策基本法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、避難のための勧告及び指示が一本化される見込みです。今後、法案が成立した場合、新しく運用される避難情報の普及・啓発の実施や避難誘導・情報伝達体制等にかかる三重県地域防災計画の修正は令和3年度に実施する予定です。

## 2 三重県石油コンビナート等防災計画

三重県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事務を定めることにより、総合的な防災減災対策の推進を図ることで、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

### (1) 主な修正点

#### ①修正に至る経緯

県内では、特別防災区域として四日市臨海地区と尾鷲地区が指定されていましたが、中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所が廃止されたことにより、尾鷲地区が特別防災区域の要件を満たさなくなり、令和2年9月9日に令和2年政令第272号が公布され、尾鷲地区が特別防災区域の指定を解除されました。

#### ②主な修正内容

上記①に伴い、三重県石油コンビナート等防災計画から尾鷲地区に係る項目を削除するとともに、尾鷲地区に係る行政機関の長（尾鷲海上保安部長、尾鷲市長、三重紀北消防組合消防長、紀北地域活性化局長）を三重県石油コンビナート等防災本部員から削除する修正を行います。

## 3 今後のスケジュール

令和3年3月23日に開催する防災会議・石油コンビナート等防災本部員会議で修正（決定）する予定です。

## 4 三重県広域受援計画及び三重県版タイムラインの修正について

### 1 三重県広域受援計画の修正

三重県広域受援計画は、甚大な被害の発生が予想される南海トラフ地震等において、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他都道府県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、市町、関係機関、有識者等と検討を重ね、また、熊本地震や東日本大震災等の教訓を踏まえ、平成30年3月に策定しました。

本計画は、実効性を向上させるため、災害時の教訓や訓練での検証及び国の具体計画の修正等を踏まえた修正を毎年度行っており、今年度は、新型コロナウイルス感染症の発生、国の物資調達・輸送調整等支援システムの運用開始等を受け、以下の項目の修正を予定しています。

#### (1) 主な修正点

##### ①感染防止対策の追記

今回の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、発災後の受援時に必要となる感染防止対策を、総則及び関係各章に追記します。

##### ア 医療・保健活動（第4章）

県が国等へDMAT等の応援要請を行う際には、原則として応援機関がマスク、ガウンなどの感染防止対策物品を持参のうえ保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促すことを追記します。

また、被災現場で開催される医療・保健関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等の情報共有に努めることを追記します。

##### イ 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ（第5章）

社会福祉施設等で感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあるため、県が国等へ介護職員等の応援要請を行う際には、それぞれの施設の状況に応じて感染防止対策の徹底に努める必要があることを追記します。

##### ウ 物資調達（第6章）

物資の受入れや搬出作業にあたっては、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、（公社）全日本トラック協会や（一社）日本倉庫協会が作成したガイドラインを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じることを追記します。

##### エ ボランティアの受入れ（第8章）

県がボランティアの受入れを行う際には、みえ災害ボランティア支援センターが作成した「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、ボランティア活動の内容に応じた推奨対策等を示した「医学的アドバイス」の作成や、現地センターへの情報提供をみえ災害ボランティア支援センターとともに行うことを追記します。



#### オ 自治体応援職員の受入れ（第9章）

県が自治体応援職員を受入れる際には、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、総務省の通知や応援自治体における方針などを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要があることを追記します。

#### ②熊本県へのDHEAT派遣を通じて得た教訓の反映（第4章）

令和2年7月豪雨において、本県から熊本県へDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を派遣した際に得られた教訓を踏まえ、受援県となった場合に備え指揮調整を担うことができる人材を育成するとともに、幅広い人材に対して受援についての理解を促進する必要があることを、医療・保健活動の項に追記します。

#### ③三重県版DWA Tの発足の反映（第5章）

令和2年9月に三重県版DWA T（三重県災害派遣福祉チーム）が発足したことに伴い、三重県版DWA Tを介護職員等の受入れの項に追記します。

#### ④「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）運用開始に伴う修正（第6章）

国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の運用が令和2年4月から開始されたことに伴い、同システムの活用を、物資調達の項に追記します。

#### ⑤令和元年房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえた修正（第7章）

台風時の倒木によって被害状況の情報収集や電力の復旧作業に時間を要した教訓を踏まえ、事前伐採等による予防保全や、災害時の復旧作業を円滑に進めるために障害となる倒木の除去等について、平時より電力会社や通信事業者と連携強化を図ることを電力・通信の確保の項に追記します。

#### （2）今後の取組

三重県広域受援計画の修正案は、令和3年3月に県の部局長で構成する政策会議で合意を図る予定です。

今後も、発災時や防災訓練で得た教訓を随時取り入れ、計画の実効性を高めていくとともに、県と市町が一体的な受援体制を構築することにより、円滑な受援活動を実施できるよう、助言や研修等を通じ、引き続き市町の受援体制の強化を支援していきます。

## 2 三重県版タイムラインの修正

「三重県版タイムライン」は、発災前から予測できる風水害である台風に対し、事前対策から発災後の対応まで、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理したもので、被害の最小化へつなげることを目的として、平成30年4月から運用しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の発生を受けて、台風に対する災害対策活動においても感染防止対策を適切に行うため、以下の項目の修正を予定しています。

### (1) 修正点

各部隊がタイムラインステージ1（タイムライン発動）からステージ5（緊急対応）までの各ステージに応じて、とるべき感染防止のための行動項目として、活動場所の消毒や感染症に関する情報共有等を追記します。

### (2) 今後の取組

三重県版タイムラインの修正案については、令和3年3月に県の部局長で構成する政策会議で合意を図る予定としています。

引き続き、三重県版タイムラインを活用して市町や関係機関と連携して災害対策を行うとともに、出水期終了後には市町と検証を行い、ノウハウの共有や課題の改善を行い、タイムラインの実効性を高めていきます。

## 5 令和2年度第2回三重県総合図上訓練の実施結果について

新型コロナウイルス感染症が発生している状況においても的確に災害対応ができるよう、今年度の総合図上訓練では新たに分散型災害対策本部による災害対応に取り組んでいます。

今年度9月に実施した第1回総合図上訓練で得た課題に対応したうえで、分散型災害対策本部の検証を行い、更なる習熟を図るため、第1回訓練と同じ想定で第2回総合図上訓練を実施しました。

### 1 訓練日時・場所・想定

(1) 日時：令和3年2月19日(金) 9時00分～16時00分

(2) 場所：県庁行政棟及び県庁講堂

(3) 想定

①南海トラフ地震（過去最大M8.7）が令和3年2月18日（木）9時00分に発生。  
（発災24時間後を想定した訓練）

②災害対策本部各部隊を行政棟及び講堂に分散設置する。

③新型コロナウイルスが全国的に発生している中で、県内にも感染者が発生している。

(4) 主要訓練項目

①本部長指示事項に沿った、各部隊対応方針立案と、立案に必要となる他部隊や関係機関との調整内容の整理

②災害対策本部各部隊を行政棟及び講堂棟に分散設置した状況下において、部隊間や関係機関と適切な情報の伝達や共有方法を確認、活用できる情報共有ツールの検証

③災害対策本部活動における新型コロナウイルス感染症対策の検証

### 2 訓練参加者

第1回訓練では、初めての分散型災害対策本部での訓練であったため、参加機関を救助機関に限定し、実施しましたが、第2回訓練では、すべての関係機関と連携し災害対応を行えるよう、例年どおりすべての機関に参加いただきました。

（防災関係機関37団体62名、県内20市町38名、県職員174名 計274名）

また、第1回訓練とも比較し評価いただくため、三重大学大学院工学研究科の川口准教授に訓練評価者として参加いただきました。

### 3 第2回訓練のポイント

(1) 第1回訓練で明らかになった課題への対応

#### ・部隊間の情報共有体制の強化

第1回訓練では情報共有に時間がかかる場面があったため、災害対策本部を総括する総括部隊を県庁講堂に配置するなど、関係性の深い部隊や関係機関が円滑に情報共有できるよう各部隊の分散配置場所を見直しました。

#### ・新型コロナウイルス感染症対策

第1回訓練では行政棟に配置した部隊の一部が密状態となっていたため、使用する会議室等を見直すことで、参加者同士が十分な間隔をとれる配置としました。

また、一部不十分であった飛沫防止対策について、第2回訓練ではすべての部隊の活動スペースに間仕切りを設置するなど、感染症対策の徹底を行いました。

#### ・情報共有ツール操作の習熟

分散型災害対策本部での情報共有は、これまでの対面方式と比べ情報共有ツールの比重が大きくなる中で、第1回訓練では情報共有ツールの操作に時間がかかった場面があったことから、第2回訓練を実施するにあたっては、災害対応に必要な情報をよりスムーズに共有できるよう、訓練参加者に対して防災情報システム等の情報共有ツールの操作研修を事前に行いました。

#### (2) リモート会議による関係機関との連絡調整

第1回訓練では庁内の連絡調整にのみリモート会議を活用しましたが、第2回訓練ではライフライン企業や総務省等、各事務所等の遠隔地から参加した関係機関との連絡調整や協議等の場面にもリモート会議を活用することで、コロナ禍における「三つの密」を避けた災害対応の習熟を図りました。

また、初めて全国知事会にも参加いただき、総務省等と合同で行う応急対策職員の派遣についての調整や協議の訓練についてもリモート会議を活用し実施しました。

#### (3) エアテントの活用

災害対策本部を分散配置するために必要なスペースの確保や、発災時の県現地災害対策本部として活用するため、今年度新たに導入したエアテントについて、その設置方法や設置場所の検証を行うとともに、備蓄食料の配付に関する訓練を実施しました。

### 4 訓練評価者による主な評価

訓練評価者からの主な評価は次のとおりでした。

#### ・コロナ禍における訓練実施

コロナ禍で今年度は訓練を見送る自治体が多い中、分散型災害対策本部を新たに構築し、分散型での活動の課題対応や検証、習熟のため、2回にわたり総合図上訓練を実施したことは非常に評価できる。

#### ・分散型での災害対応力の向上

分散した各部隊や遠隔地から参加する関係機関とのリモート会議や、「三つの密」対策などコロナ禍の災害対応、各部隊の災害対応力の向上など、すべての項目で第1回訓練よりも高いレベルで実施できていた。

#### ・部隊調整会議のあり方

本来、部隊間の調整や協議の場であるべき部隊調整会議において、被害状況などの報告が中心となり、部隊間の調整等が十分に図られていない場面があったため、報告事項は事前に別途共有しておくなど、部隊調整会議が十分な調整や協議を行う場となるようにしていく必要がある。

#### ・情報共有での地図の活用

情報共有においてパソコンを使った表や文章などの文字情報が中心となり、地図の活用は限定的であったが、災害対策を立案するうえで、現在の状況が視覚的に把握できる地図は有効な情報共有ツールであるため、情報共有に地図をさらに活用していく必要がある。

#### ・情報分析能力の向上

発災直後は断片的な情報しか入手できず、限られた情報から将来の予測や人命救助の優先順位の判断等、より高度な分析や判断を行う必要があることから、職員の情報分析能力を引き続き高めていく必要がある。

## 5 主な成果と課題

### (1) 分散配置による災害対策本部の運用

関係性の深い部隊や関係機関が円滑に意思疎通を行えるよう配置を見直すことで、災害対応に必要な調整や協議を適切に行うことができ、分散配置による災害対策本部の運用を概ね確立することができました。

今後も訓練を通じて、より機能的な配置としていくとともに、より効果的な部隊間の調整や協議、情報共有のあり方について地図の活用を含め検討していく必要があります。

### (2) リモート会議による関係機関との連絡調整

遠隔地で活動する関係機関とも、リモート会議により円滑に連絡調整を実施できることが確認できました。

引き続き訓練を通じてリモート会議のさらなる習熟を図るとともに、分散型災害対策本部においてテレビ会議システムが使用できない場合を想定した連絡調整の方法についても検討していく必要があります。

### (3) 災害対応力の更なる向上

第1回訓練と同じ訓練想定としたことで、参加者が反復して災害対応を訓練することができ、対応方針の立案など基本的な災害対応力の向上を図ることができました。

今後も災害対応能力や、高度な情報分析能力を高めていけるよう、引き続き訓練や研修の内容を検討していく必要があります。

### (4) 特に注力すべき事象への対応に特化したチームの検討

甚大な被害により、多くの部隊が関わって対応すべき複合的な事象が発生している地域に機動的に対応するためには、部隊横断的なプロジェクトチームが有効であると考えられるため、被害の規模や災害対応のフェーズに応じて、災害対策本部内に臨時的なプロジェクトチームを設置するなど、よりの確な対応ができる方法や体制を検討する必要があります。

### (5) 新型コロナウイルス感染症対策

使用する会議室等の見直しによる「三つの密」回避や間仕切りの設置、換気装置や消毒液の設置など、感染症対策に必要な環境を整備することができました。一方で、災害対応に集中して換気や消毒を実施できない時間帯もあったため、今後は定期的に換気や消毒を実施するようアナウンスするなどにより、災害対応中においても参加者が定期的に感染症対策を行うようしていく必要があります。

### (6) エアテントの活用

今年度新たに導入したエアテントについて、実際に設置・運用することで設置に必要な時間やスペース、具体的な設置手順を確認できたため、今後は分散型災害対策本部における活動スペースや発災時の県現地災害対策本部など具体的な活用方法について検討していきます。

## 6 今後の方針

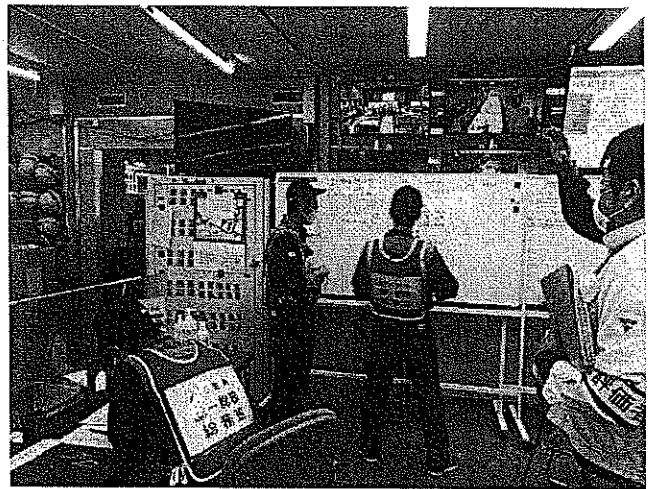
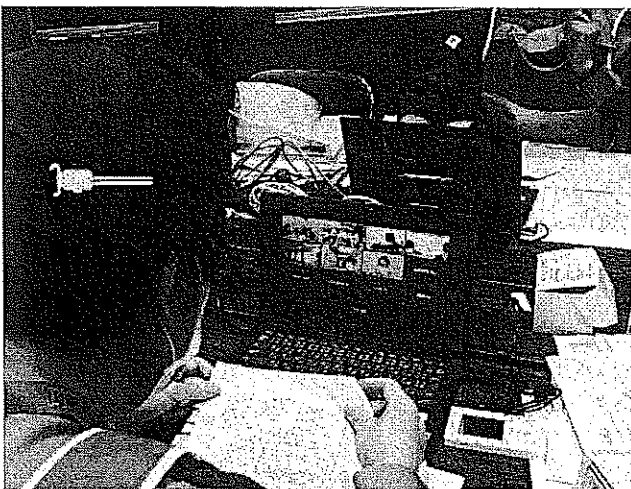
今回の訓練で得た成果については、三重県災害対策本部活動要領等の各種計画に反映するとともに、明らかになった課題については、今後の総合図上訓練を通じて検証し改善することで、引き続き分散型災害対策本部での災害対応力向上に取り組んでいきます。

参考「訓練実施状況」

(1) 県庁講堂での活動（総括部隊）

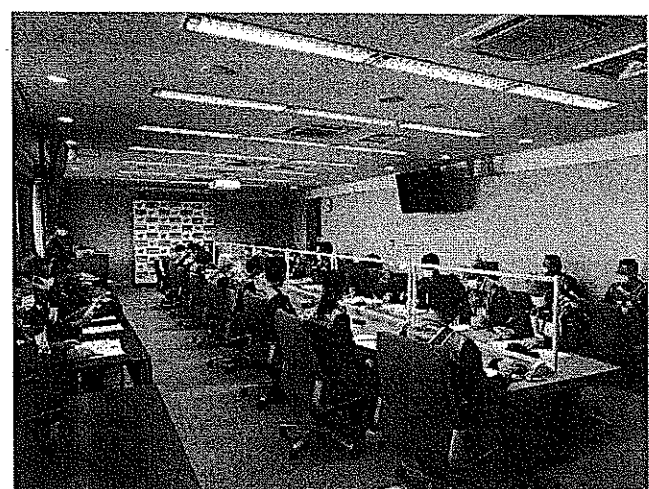


(2) 総務省等との調整会議（リモート会議） (3) 行政棟での活動（5階 総括部隊）



(4) エアテント（県庁裏防災倉庫横）

(5) 本部員会議



## 6 「みんなでつくる避難所プロジェクト事業」の取組状況について

令和2年度県民提案型予算（みんつく予算）を活用し、災害時の食から防災への関心を高めることを目的とした「みえの防災レシピコンテスト」の開催や、主に小学校高学年を対象に避難所への理解を深めることを目的とした「避難所イメージゲーム」の開発及び「防災DVD教材」の作成などを実施しました。

### 1 みえの防災レシピコンテスト

#### (1) 事業の目的

災害時の避難生活においては、できるだけ日常に近い食生活を送ることが心身の健康を維持していくうえで重要となります。一方で、災害時には、自宅や避難先で電気・ガス・水道といったライフラインが使えず、流通が機能しないなど、日常の食生活を維持することが困難な状況となることが想定されます。

このため、県民の皆さんに日ごろから防災を意識し、ローリングストック（※）を活用した調理を実践いただくことで、日常生活における食生活の面から「防災の日常化」の定着につなげていくことを目的として「みえの防災レシピコンテスト」を実施しました。

※ ローリングストック：普段から少し多めに食料や日用品を買っておき、消費した分だけ改めて買い足していくことで、一定量を家庭に常に備蓄しておく方法

#### (2) 取組概要

##### ① 防災レシピの募集

レシピの募集にあたっては、市町や関係部局等と連携を図り、広く県民の皆さんに呼びかけを行ったことで、調理や栄養を学ぶ高校生や大学生、料理人をめざす専門学校生、地域のまちづくり関係者や消防団員などから149件の応募がありました。

応募レシピの中には、豚肉を高野豆腐に置き換えるなど食材を常温保存可能なものに代用するものや、鍋の代わりにポリ袋を使ったレシピ、パックご飯やようかんといった非常食をアレンジしたデザートなど、新たなアイデアやさまざまな工夫を凝らした提案を多くいただきました。

##### ② 受賞レシピの選考

審査にあたっては、「常温で保存可能な食材を使用しているか」、「災害時に使用可能な器具を使用しているか」、「料理方法が簡単で制限時間内に調理できるか」などに着目し、県立相可高校食物調理科の協力を得て、書類選考を通過したレシピを実際に調理し、選考委員が調理手順や所要時間の確認や試食を行い、入賞レシピ（「みえの防災レシピ大賞」1レシピ、「みえの防災レシピ部門賞」3レシピ）を選考しました。

選考委員からは、「応募レシピは県産食材を使用しているものも多く、非常時に即した調理方法や常温で備蓄できる食材を用いるなどいろいろなアイデアが多くみられた。今回応募いただいたレシピを広く周知し、食の面からの『防災の日常化』を進めることで、県内農水産物や県内産品の需要拡大にもつなげる機会としてほしい。この成果を活用するとともに、引き続き継続して発展させていくことが望まれる」とのコメントもいただきました。

### ○選考委員

水木 千春 氏 三重県・三重大学 みえ防災・減災センター 専任助教  
村林 新吾 氏 三重県立相可高等学校 食物調理科 専門調理師 教諭  
大須賀 由美子 氏 だんだんキッチン代表、防災士

### ○受賞レシピ

- ・みえの防災レシピ大賞 レシピ名：あいまぜ（副菜）
- ・炊き出しレシピ部門賞 レシピ名：あられ雑炊（主食）
- ・在宅避難レシピ部門賞 レシピ名：ふっくら なーんちゃって肉まん（主食）
- ・おやかでつくれるレシピ部門賞 レシピ名：現代版「忍者玉」（副菜）

### （3）取組の成果

本事業を通じて、災害時の状況をイメージしてレシピを考えていただくことで、防災に関心がある方だけでなく、広く県民の皆さまに、食生活のあり方を起点に災害時にとるべき行動や、日ごろから準備しておく必要があるものなどについて、改めて考えていただく機会となりました。

また、今回の防災レシピを通じて防災意識の向上を推進する取組は、報道機関の関心も高く、テレビや新聞で多く報道され、効果的な防災啓発につながりました。

### （4）今後の取組

今後は、今回の受賞レシピに加え、選考委員の評価が高かったレシピや選考委員考案のレシピなどを記載して作成した「みえの防災レシピコンテストレシピ集」（5,000部作製）や、県のホームページで公開している受賞レシピの調理手順を解説した調理動画を活用するなど、以下の取組を通じて、今回の成果を「防災の日常化」の定着につなげていきます。

#### ① 県イベントでの啓発

防災啓発事業や防災訓練等で啓発を行うほか、関係部局と連携し、県が主催するイベント等で周知を図ります。

#### ② 市町との連携

防災技術指導員が地域で行う講話で防災レシピの活用を図るほか、市町や地域で行われる防災訓練における炊き出し訓練での活用を促進します。

#### ③ 県内企業との連携

作成したレシピ集を県内スーパーで配布するとともに、ローリングストックに関連する食材の啓発を進めます。

また、応募いただいたレシピには、三重県産の青さのり、ひじきや伊勢茶等の農水産物、あずきや味噌など県内企業の製品が使われたレシピも多くあったことから、農林水産部や雇用経済部と連携を図り、県内企業や関係団体が県産品をPRする際にもレシピ集等を活用いただき、防災意識の向上に努めます。



## 2 避難所イメージゲームの開発及び防災DVD教材の作成

### (1) 事業の目的

小学校高学年を対象に、避難所がどのような場所であるか、避難生活とはどのようなものを学ぶことを目的としてカードゲームとDVDを作成しました。

作成にあたっては、県内の小学校で実施されている「防災ノート」による防災教育でも活用いただけるよう、みえ防災・減災センター水木千春専任助教に指導を求めるとともに、小学校教員による試行も実施して意見をいただきました。

### (2) 避難所イメージゲーム「ひなんじょ なんナン？」

#### ① 作成で工夫した点

ゲームの名称は、児童が親しみやすいよう、「ひなんじょ なんナン？」とし、日ごろから馴染みがあるカードゲームの形式を導入し、手軽で楽しく学べるようにしました。

ゲームは、児童が災害時に設置される避難所が、どのような場所で、どのような役割があるのかを学び、円滑な避難行動につなげられるようにすることを目指し、参加する児童同士が相談しながら学べるようにしました。

また、ゲームを通じて避難所や避難生活についての学習を深めることで、自分が避難時にとるべき行動や役割について考えられるようにするとともに、ゲームへの参加の回数や学習の進捗に応じて、ゲームの難易度が高められるように工夫しました。

#### ② ゲームの仕組み

ゲームは、「なんナン？カード」で、避難所で発生するかもしれないトラブルや避難所生活で必要となる物などを出題し、「あつたらいいなカード」で、避難所の役割や使用する備品などを回答する仕組みです。

「なんナン？カード」で出題する課題は、児童の理解度に応じて15項目用意し、「あつたらいいなカード」による回答の内容に応じて得点を設定し、その合計得点を競います。

また、「あつたらいいなカード」の他に、白紙の「こうしたらいいかなカード」も用意し、新たな発想や考え方も提案できるようにしています。



「なんナン？カード」、「あつたらいいなカード」、「こうしたらいいなカード」の例

### (3) 防災DVD教材

#### ① DVDの内容

防災DVD教材は、三重県の防災キャラクター「なまず博士」が東日本大震災や熊本地震、県内で発生した伊勢湾台風や紀伊半島大水害などを紹介することで、地震や風水害などの災害リスクを理解して「危険な場所」を知り、災害が発生した場合の「とるべき行動」や「事前の備え」について学ぶ内容となっています。

また、あわせて避難所イメージゲーム「ひなんじょ なんナン？」を活用することで、避難所の基本的な知識や避難所で起こりうる事項とその対処方法について学べるものとなりました。

#### ② DVDの構成

DVDは3つのパートで構成し、三章構成で視聴時間は約15分となっています。学校での防災教育や地域防災活動など、さまざまな状況で活用いただくことを想定しています。

##### (構成の内訳)

第1章 過去の災害事例 (東日本大震災、伊勢湾台風、紀伊半島大水害ほか)

将来予想される災害 (南海トラフ地震)

ハザードマップの説明 (津波、洪水)

自分の身を守る行動 (建物内外、風水害時の避難)

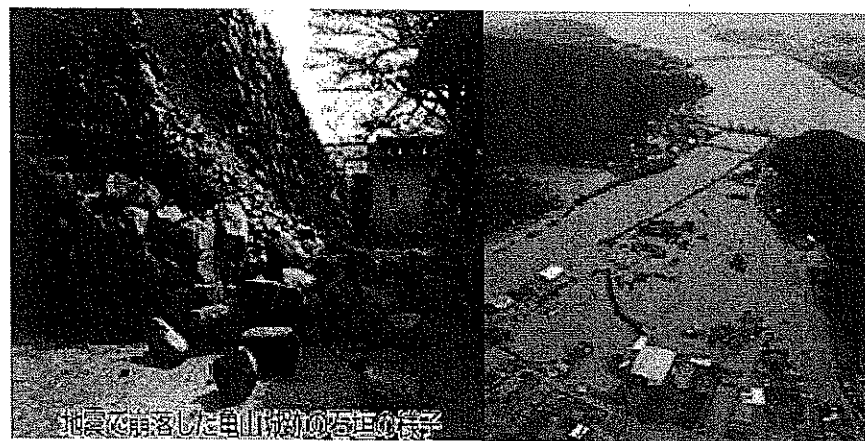
事前の備え (家具転倒防止、避難マップの作成、非常持出袋の準備)

第2章 避難所の場所や役割

過ごしやすい避難所をつくるために (避難所ルールほか)

「防災ノート」について

第3章 避難所イメージゲームの概要、活用画面、特徴紹介



DVDの1場面 (三重県での災害)

#### (4) 今後の活用

作成したゲーム及びDVDには、避難所や三重の災害についての内容を盛り込んでおり、防災技術指導員が行う放課後児童クラブなど地域での講話で活用します。

また、学校での活用に向けては、県教育委員会が主催する教職員向け防災研修などで紹介するとともに、効果的な活用方法等を検討します。

加えて、各市町教育委員会へサンプルを配布するとともに、みえ防災・減災センターなどで貸し出すほか、センターホームページからデータをダウンロードできるようにするなどにより活用を図っていきます。

## 7 審議会等の審議状況について

(令和2年11月20日～令和3年2月16日)

### 1 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	令和2年12月25日（書面審議）
3 委員	会長 三重大学医学部附属病院院長 伊佐地 秀司 副会長 三重県医師会常任理事 田中 孝幸 四日市市消防本部消防長 坂倉 啓史 委員 三重県医療審議会周産期医療部会部会長 池田 智明 外20名
4 諮問事項	傷病者の搬送及び受入れの実施基準について
5 調査審議結果	上記1件の諮問について了承
6 備考	